

第 40 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 1 月 10 日 (木) 10:00 ~ 12:10

2 場 所 総務省第二庁舎 3 階第 1 会議室

3 出席者

(部 会 長) 津谷典子

(委 員) 廣松毅、白波瀬佐和子

(専 門 委 員) 中村隆、宮川めぐみ

(審議協力者) 財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

(調査実施者) 厚生労働省大臣官房統計情報部：上田人口動態・保健社会統計課世帯統計室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 概 要

健康票の「がん検診の状況」に係る変更、国民生活基礎調査(以下「本調査」という。)の変更についての答申案について審議を行った。

健康票の「がん検診の状況」に関する変更については、部会として原案どおりで適当であると判断された。

部会長から答申案が示され、審議の結果、一部文言の修正を行うことを前提に答申案は採択された。修正については、部会長に一任され、答申案は所要の修正後、平成 25 年 1 月 25 日に開催予定の第 61 回統計委員会において部会長から報告することとされた。

答申案の審議における主な意見等は以下のとおり。

(1) がん検診の受診状況に関する調査事項の選択肢について(健康票。変更事項 6)

現在、医療機関における胃がん検診では、内視鏡というファイバースコープを指すことが一般的であるため、「胃がん検診(バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など)」という選択肢について、「胃カメラ」という文言又は括弧書きそのものを削除してはどうか。

厚生労働省内の担当部局へ確認したうえで、必要に応じて適切な文言に修正を行うこととする。

(2) 5 月中に病気やけが、予防のために支払った費用に関する調査事項について(健康票。変更事項 10)

調査事項を削除する理由について、答申案では「一定の傾向が把握されたこと」と「当該傾向は時系列的に大きな変化がないこと」が並列して記載されているが、部会審議においては前者を主な理由としていたことから、それを踏まえた表現に修正すべきではないか。

部会審議では本調査事項の報告者負担が大きいかも、削除理由として挙げられていた。

御指摘を踏まえ修正することとする。また、同様の記載をしている「主たる介護者以外

の介護者」(介護票。変更事項7)についても、合わせて修正する。

(3) 調査方法の変更について

「心身の健康に係るプライバシー性の高い調査事項」という記述の中の「プライバシー性が高い」という文言は、一般的ではなく意味が分かりづらいため、「心身の健康などのプライバシーに係る調査事項」へ修正する方が適当ではないか

御指摘を踏まえ修正することとする。

(4) 前回答申における今後の課題への対応について

前回答申の指摘事項 について

表16の「国勢調査の結果と本調査の結果との間で生じた差異の検証」に係る「厚生労働省の検証・検討結果」において、部会審議における説明では、国勢調査結果と本調査結果の単身世帯数を年代別に比べると、特に、20歳代や30歳代の若年層では捕捉率が低い一方で、高齢層では捕捉率が高いとのことであった。したがって、答申案には、若年層の捕捉率が低いことのみが記載されているが、高齢層の捕捉率が高いことも記載すべきではないか。また、年代別の捕捉率に差があるのは、年代別で回収率が違うことも影響していることを記載する必要があるのではないか。

さらに、表16の注書きの「捕捉率」の説明において使用されている「割合」という用語は、全体に対する部分の量を示す意味合いが一般的であるため、「比率」に変更する方が適当ではないか。

御指摘を踏まえ、「厚生労働省の検証・検討結果」に、高齢層の捕捉率が高いことも記載する。また、「割合」を「比率」に修正することとする。

「捕捉率」に関する記述のうち、「本調査の結果で推計された世帯数」という部分については、正確には「本調査の結果として公表されている推計世帯数」ではないか。

御指摘を踏まえ修正することとする。

厚生労働省の検証・検討結果に対する評価について

当該評価に係る記述として、「検証結果として合理的なものとして、評価する」とあるが、このうち「合理的」という用語はやや意味が分かりにくい。

御指摘を踏まえ修正することとする。

(5) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘への対応について

厚生労働省の検討結果に対する評価について

当該評価に係る文言として、「次の点が認められることから、評価する。」とあるが、これに「公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応として」という文言を追加する方が、意図が明確になるのではないか。

御指摘を踏まえ修正することとする。

(6) 今後の課題(「非標本誤差の縮小等に向けた取組について」)について

今後の課題として、「キャリブレーション法」による補正の検討を行うこと、調査員の負担を軽減し、それにより生じた余力を回収率の向上に充てるため、調査員が受け持

つ調査対象世帯数を半減させるなどの標本抽出方法の変更を検討すること、を記載する必要があるのではないか。

キャリブレーション法による補正については、いまだ研究段階にあるものと認識しており、それを厚生労働省で検討することは困難と考える。

また、統計調査の結果の理論的補正については、本調査のみならず、政府統計全体に係る問題であることから、別途全省庁的な場において検討することが望ましいと考える。

なお、標本抽出方法については、平成 13 年調査に係る統計審議会（当時）の答申において、母子世帯など出現率が少ない層を把握する必要性等を勘案し、現在の本調査に係る方法が適当とされている。そのため、調査実施部局としては、標本抽出方法を変更するのではなく、まずは調査方法の工夫等を検討し、調査票の回収率の向上に努めているところである。

理論的補正に関する検討については、次期の公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年度以降）に盛り込まれるよう努力したい。